

意見書

(平成15年度第5回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成15年11月6日に開催した平成15年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より漁業集落環境整備事業1箇所、河川事業9箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

各審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 漁業集落環境整備事業

102番 奈屋浦地区

102番については、平成11年度に事業着手し、概ね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

(2) 河川事業 [県営事業]

- 16番 二級河川志登茂川広域基幹河川改修
- 18番 一級河川木津川広域基幹河川改修
- 19番 一級河川五十鈴川広域基幹河川改修
- 20番 二級河川大堀川広域基幹河川改修
- 21番 二級河川外城田川統合河川整備
- 22番 一級河川桧尻川統合河川整備
- 23番 一級河川大内山川広域基幹河川改修
- 25番 二級河川志原川広域基幹河川改修

16番については昭和47年度に、18番については昭和30年度に、19番については昭和24年度に、20番については昭和56年度に、21番については昭和58年度に、23番については昭和54年度に、25番については昭和52年度にそれぞれ事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

また、22番については平成6年度に事業着手し概ね10年を経過して継続中の事業で

ある。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、次の点について意見を付すものである。

一、河川流域内の遊水機能の低下など河川への負荷を招かぬよう、他の公共事業などの諸開発との調整を行うべきである。

一、事業に当たっては、公共物の景観や環境への影響について、河川管理者として関係する市町村および県民との議論を喚起できるような場を構築されるよう望むものである。

一、多自然型工法の積極的導入は重要であるが、画一的なものにとらわれず定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して、ケースバイケースで的確に取り組みたい。

また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。

一、治水対策の観点からは、早期に完成する必要があるが、工事着手から長期にわたる事業であることを踏まえ、事業の段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

(3) 河川事業 [市町村事業]

104番 準用河川金沢川準用河川改修

104番については、昭和55年度に事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、金沢川流域の全体構想を早期に構築し県民に説明のできるよう努められたい。